

豊橋市の外国人児童生徒教育

1 外国人児童生徒教育のねらい

以下に示す外国人児童生徒の姿をめざした教育活動の展開を推進する。

- ・日本の学校生活に適應し、自尊感情や自己肯定感を高める [学校への適應、「自己肯定感」の涵養]
- ・日本の学校で学んでいくための学習言語能力を身につける [「学習するための言語能力」の習得]
- ・日本語学習の積み上げによって学力を向上させ、自らの将来を切り開く [学力の向上]

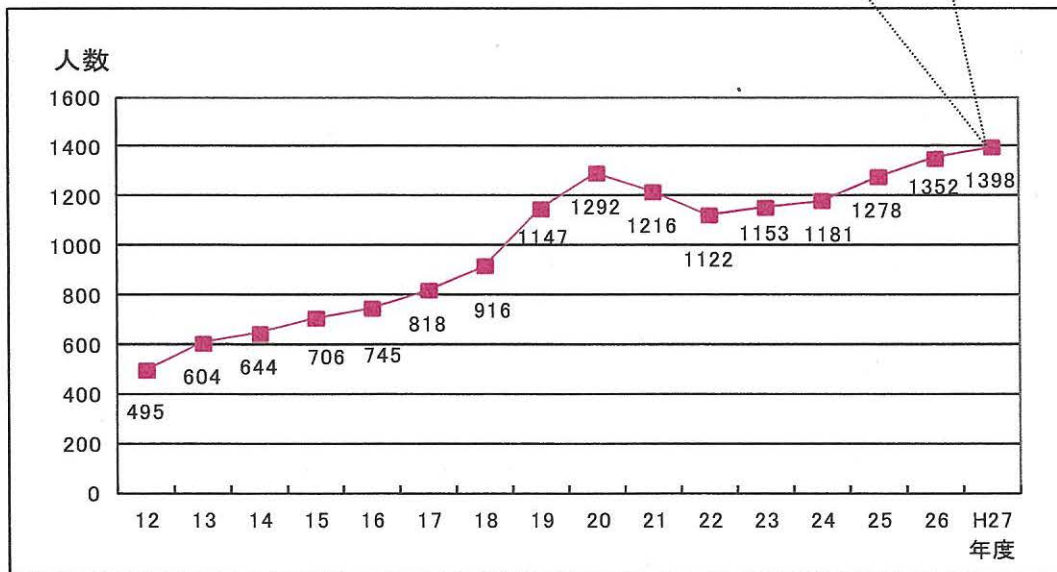
➡「特別の教育課程」による日本語指導2年目の充実

- そのために
- ① 人的支援の充実を図る
 - ② 相談活動の充実を図る
 - ③ 指導者の資質向上に努める
 - ④ 校内体制の整備・充実を支援する

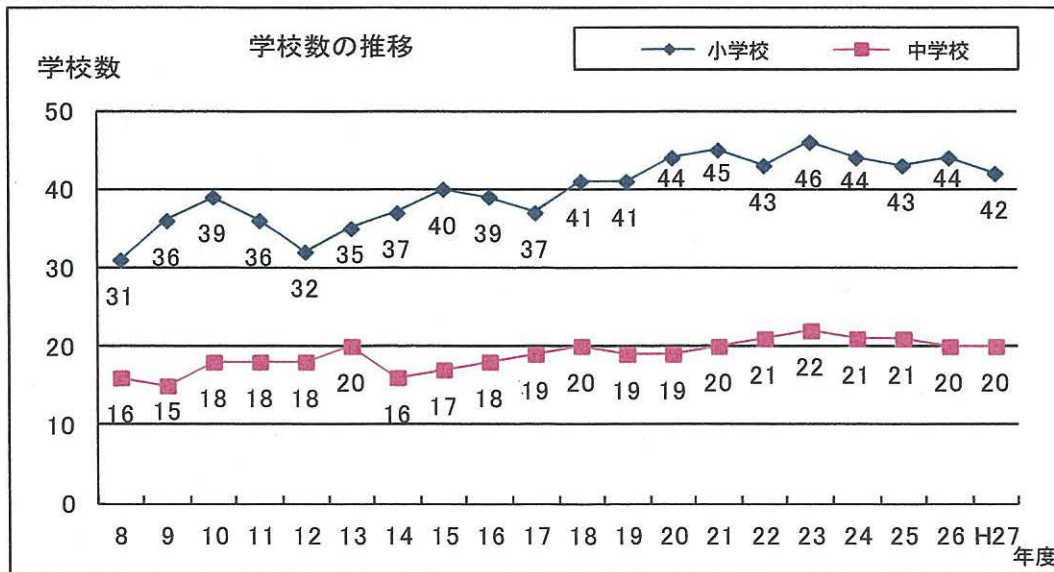
2 豊橋市の外国人児童生徒等在籍数の推移（平成27年4月7日現在）

(1) 外国人児童生徒数及び在籍校数

<在籍者数>



<在籍校数>



(2) 国別内訳

<4月調査>

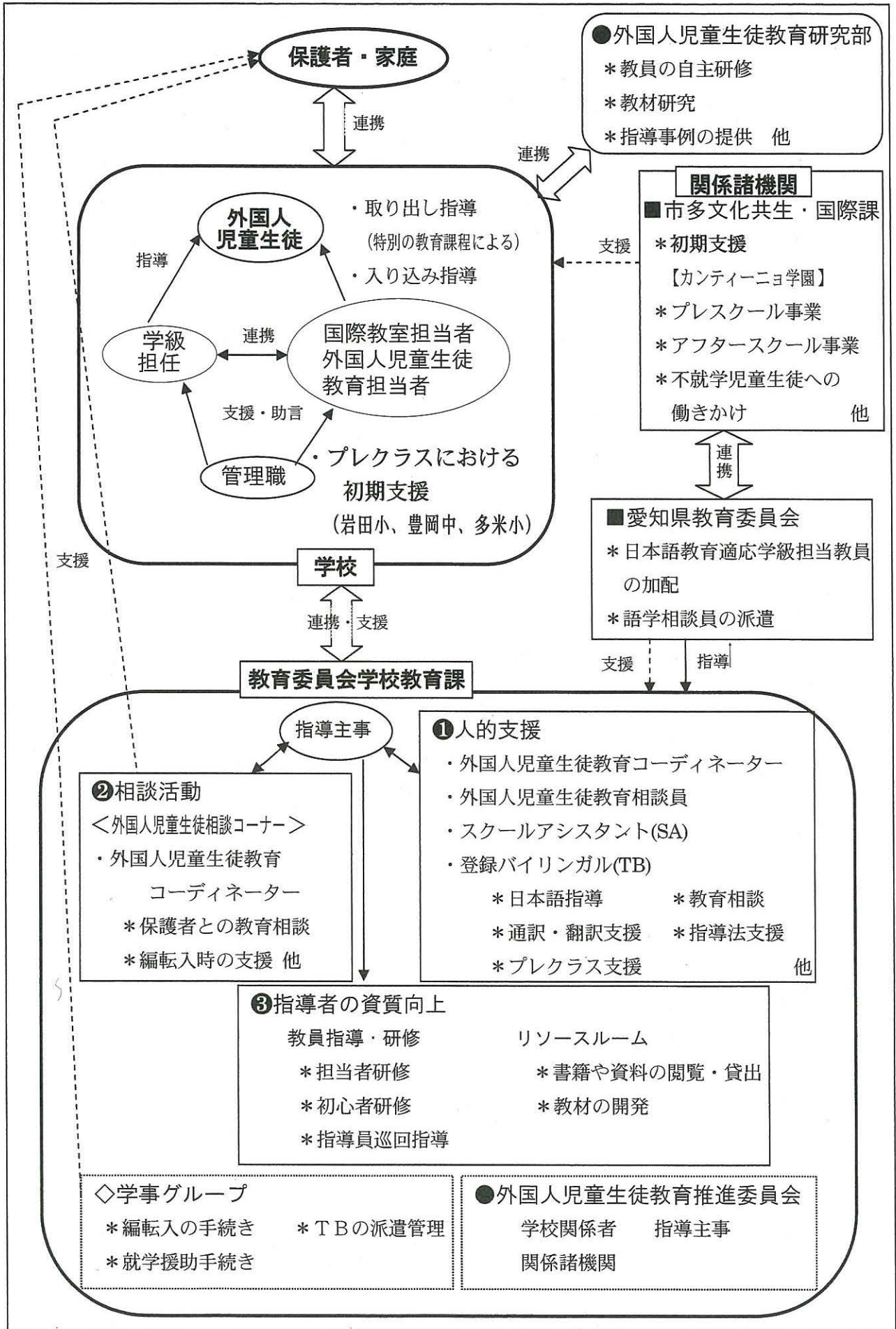
国名		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	H28.1月
外国籍	ブラジル	894	762	701	688	655	638	600	604
	ペルー	107	108	98	101	81	80	78	75
	中国	31	35	39	44	41	45	52	53
	フィリピン	95	117	129	155	155	174	196	229
	韓国	32	26	21	21	27	24	21	26
	その他	57	74	165	172	48	43	41	42
	合計	1,216	1,122	1,153	1,181	1,007	1,004	988	1029
日本籍	調査せず				271	348	410	438	
合計	1,216	1,122	1,153	1,181	1,278	1,352	1398	1467	

(3) 日本語指導必要者内訳

<H25年4月以降の変動>

国名		25年4月	25年9月	26年1月	26年4月	26年9月	27年1月	27年4月	27年9月	28年1月
外国籍	ブラジル	601	592	584	547	540	520	509	508	505
	ペルー	72	74	72	70	66	66	68	63	64
	中国	36	35	36	37	38	40	35	35	36
	フィリピン	140	150	147	157	170	180	176	195	205
	韓国	4	3	5	6	6	6	5	8	7
	その他	42	42	36	36	36	31	33	33	33
	合計	895	896	880	853	856	843	826	842	850
日本籍	164	173	192	199	214	219	233	254	253	
合計	1,059	1,069	1,072	1,052	1,070	1,062	1059	1096	1103	

3 外国人児童生徒の指導体制

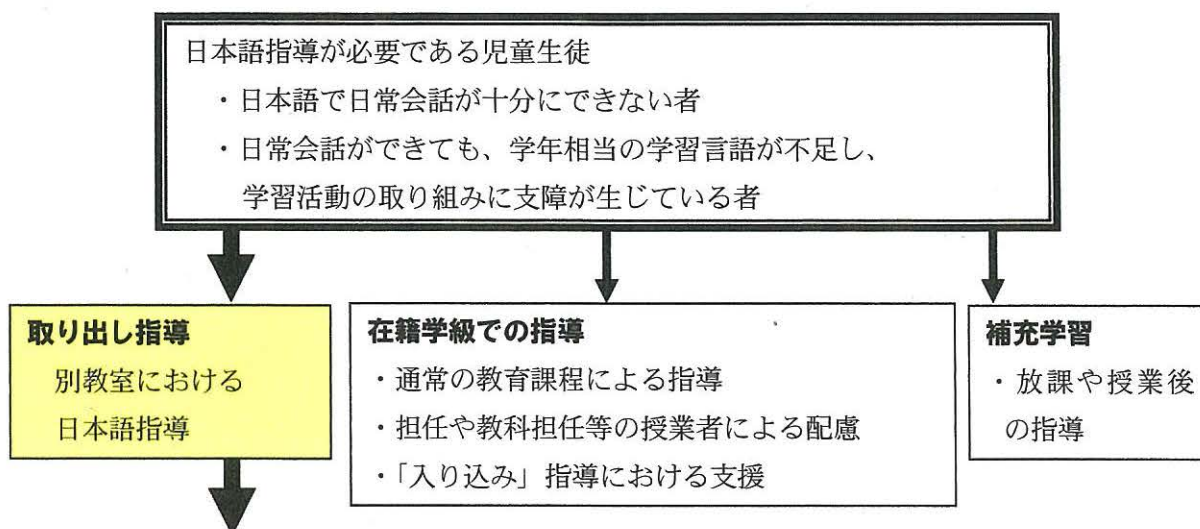


4 指導及び相談・支援体制

(1) 日本語教育適応学級担当教員の加配（国際教室担当者）

- ・ 小学校【19校】37人+4人（再任用ハーフ）
- ・ 中学校【10校】23人+2人（再任用ハーフ）

(2) 「特別の教育課程」と個別の指導計画



児童生徒の日本語能力に応じて「**特別の教育課程**」を編成して指導を行う

* 「特別の教育課程」を編成して日本語指導を行う場合、「個別の指導計画」を作成する。
指導計画は、以下の3種類。

- ・ 『特別の教育課程編成・実施計画』（市教委へ提出）
- ・ 『個別の指導計画』（中学校3年生まで申し送り）
 - 様式1 児童生徒に関する記録
 - 様式2 指導に関する記録

(3) 相談体制

① 相談員17名 ～非常勤嘱託員～

外国人児童生徒教育コーディネーター1名（ポルトガル語対応）
日本語教育巡回相談員6名
バイリンガル巡回相談員5名（ポルトガル語2名、タガログ語2名、スペイン語1名）
バイリンガル常駐相談員5名（ポルトガル語4名、タガログ語1名）

【H26の相談状況】

- ・ コーディネーターが常駐する「外国人児童生徒相談コーナー」では、656件の保護者相談、860件の学校・団体の相談を受けた。
- ・ 拠点校式の巡回訪問は、47校を定期的に巡回し、不定期に17校の巡回訪問をした。
- ・ **相談内容**
就学や編入、転校や校区外通学、除籍や帰国、過年齢受験、就学援助、物品の貸出、進路、学校生活、学習、不登校

② 外国人児童生徒対応スクールアシスタント（SA）

- ・ポルトガル語4校、タガログ語2校
- ・在校時間は午前中(学校の日課に合わせる)

③ 登録バイリンガル（TB）制度 ～有償ボランティア～

<登録者> ・1時間(60分)単位での派遣

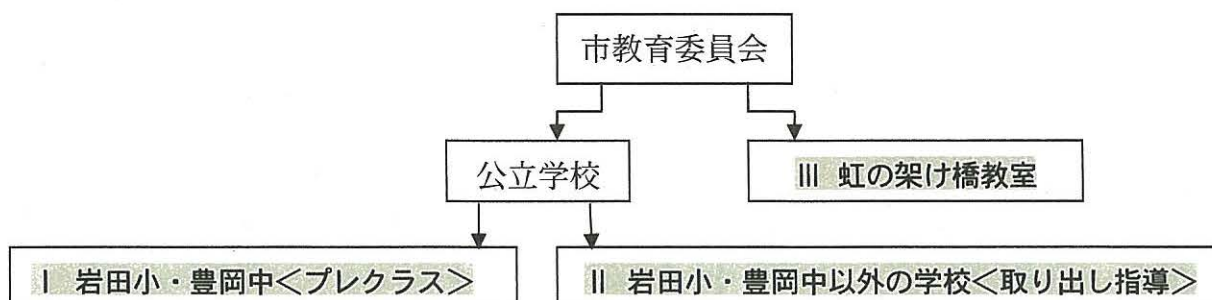
中国語	4名	英語	15名	タガログ語	8名	スペイン語	5名
タイ語	1名	韓国・朝鮮語	1名	イタリア語	1名	ルーマニア語	1名
ポルトガル語	10名	インドネシア	1名	合計	39名(重複あり)		

(4) 初期支援

- ・ポルトガル語：岩田小学校、多米小学校
- ・タガログ語：岩田小学校、豊岡中学校
- ・上記以外の小中学校へ編入した外国人児童生徒は、国際教室担当者が主になり、母語話者（外国人児童生徒教育相談員、外国人児童生徒対応スクールアシスタント、登録バイリンガル）の支援を得て指導を実施

【選択肢は3通り】

学校教育課での相談を経て、ⅠⅡⅢのどこに在籍するかを保護者が選択する。



(5) 翻訳支援について

① 外国人児童生徒教育コーディネーターへの翻訳依頼

② 文例の活用

- ・文例を「豊橋市立小中学校情報ネットワーク」の「外国人児童生徒教育」に掲載

「豊橋市教育委員会」⇒「学校教育課」⇒「豊橋市立小中学校情報ネットワーク」⇒「外国人児童生徒教育」

平成18～26年度の外国人生徒の中学校卒業後の進路調査

豊橋市教育委員会

※但しデータは日本語指導が必要な卒業生に関するものです。

年度	卒業生数 (人)	帰国 (人)	調査対象者 (人)	進 学																				就 職						未定								
				県 立										市 立			私 立							他	各種 専門	建設	製造	運輸 通信	小売 飲食		サー ビス	その他						
				普通	農・施	商業	電電	機械	建・土	水産	生文	英語	工業	他	普通	商業	家政	普通	商業	家政	生情	英数	他															
26年度	123	4	119	16		2		3	1						5		41	1	2	19		2	2	1	4	3	5	2	2									8
				90.0%																				4														
25年度	107	5	102	19		1	1	4						3	19	1		22			7	1	1	1	1	1	6										15	1
				84.3%																				15														
24年度	105	2	103	9		3	1	2	1	1		1	5	2	25	1		17		3	3			2	1	10		3								12	1	
				84.5%																				15														
23年度	89	2	87	7		3		1	1	1	1	1	1		25	3	2	21					1	1	1	7								1	8	2		
				87.4%																				9														
22年度	99	4	95	16		1		4	1						24	5		21		2		3			5									1	12			
				86.3%																				1														
21年度	64		64	8		2	1	4							19	4		10	1			3		1	4									5	2			
				89.0%																				5														
20年度	60		60	10	1			2	1						15	2		9				1			3		2						1	13				
				73.3%																				3														
19年度	44		44	3		2		1							10	1		10		1		3			4		4						2	3				
				79.5%																				6														
18年度	62		62	10	0	1	2	2	2	1					13	2	0	8	3	1		2			1	0	4	0	0	0	0	0	10					
				77.4%																				4														

外国人児童生徒進学率データ

単位 (%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全進学率	95.1%	96.4%	96.4%	97.8%	97.2%	97.4%	97.5%	98.2%
外国人進学率	79.5%	73.3%	89.0%	86.3%	87.4%	84.5%	84.3%	90.0%

※日本人だけの進学率データはありません。
※外国人進学率については、平成21年度より卒業後帰国予定者は対象外となっています。

山形市の取り組み

I. 山形市の概要

- ・H27年度 日本語指導が必要な児童生徒 33人
- ・センター校がない、小中学校に日本語教室がない。2～4人が1校のみ、ほとんど1人校。
市教委が登録支援員9人（日本人5、中国人2、韓国人1、フィリピン人1）を学校に派遣

II. 山形市の教育支援システム構築の経緯

■ H26年度 予算 450万円

- 10月：指導主事が、文科省の「平成26年度帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会」に参加し、各地と情報交換
→山形市の状況と特徴を相対的・客観的に把握、山形市にあったシステムが必要との結論
- 11月：「こども日本語習得サポートの会（情報交換会）」で方向性表明
→「行政・学校・支援者との連携による山形スタイル」にはコーディネーターが必要
→山形らしさを大切にしたい支援
- ①国籍や在日年数等に関係なく、子どもの実情を優先した「配置・個に応じた支援」
 - ②地域とのつながりが薄い保護者に長期的な展望に基づく家庭支援＝こどもの自立
・年2～3回程度の三者面談での支援（学期の区切り、進路・経済面その他の相談）

■ H27年度 在住外国人等日本語習熟支援事業 予算 450万円

1. 目的：山形市立小中学校で、学校生活における日本語の理解が不十分な児童生徒について、支援員の指導の下、日本語の習得支援を行う
2. 支援の要請・期間：学校長から教育委員会(学校教育課長)への要請に基づき、学校生活において概ね支障がなくなるまで行う
 - ・一人につき最大週5時間
 - ・終了時期は、学校・支援員の報告を受け、指導主事とコーディネーターで決定
3. 支援員の委嘱と派遣：支援員の中から、コーディネーター（教免有）を1名委嘱。
コーディネーターは、教育委員会担当者と連携を図りながら、支援員の指導状況について、年間を通して、調整・助言する
(支援員に謝金・交通費、コーディネーターには謝金)
4. 支援の内容：取り出しによる日本語支援、教科指導の日本語支援、三者面談時の日本語支援
5. 支援員と学校の連携
 - ①学校の窓口の明確化（主に教頭が担当、連絡方法の確認） ②行事や時程変更の確実な連絡
 - ③学校全体での受入体制づくり ④日本語指導内容の共有と評価 ⑤保護者（生活）サポート
6. 「特別の教育課程」の編成・実施について
 - ・事業内容はこれまで山形市が行ってきたことを継続
「山形県外国人児童生徒受け入れハンドブック」や「山形市のたのしい学校」の活用
<http://www.yifa.jp/yamagata-gaikokujinjidou-handbook/index.html>
<http://www.y-chuo-lions.jp/school/index.html>（山形大学 内海研究室との連携）
 - ・年2回の担当者会（2月・4月）：派遣学校の担当者・支援員・市教委の情報交換会
 - ・「個別の指導計画」は教員が作成し、「評価」もする方向で、支援員からの情報提供や連携を図っている
 - ・「個別の指導計画」のフォームは山形スタイルを作成

<課題>

1. 日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応できる予算の計画が立てにくい
2. ほとんど1人校のため、教員が日本語指導の経験を積み上げることが難しい

徳島県の取り組み

I. 徳島県の概要

- ・ H27 年度 日本語指導が必要な児童生徒 67 人
5～10 人が 3 校、それ以外は 1 校に 1～3 人
小学校 50 人、中学校 15 人、高等学校 2 人（H27 年度に初めて高校にも対応）
（徳島市では、小学校 29 人・中学校 7 人・高等学校 1 人の計 37 人）
- ・ 日本語指導のための加配は全県で 1 人（2 校兼務）
- ・ 帰国・外国人在籍市町村数（15/24 市町）

II. 帰国・外国人児童生徒サポートシステム構築の経緯

- H22 年度：初めて予算 80 万円で教頭・教諭・ボランティア（有償）が対応
- H23 年度：初めて県の担当者を置く
 - ・ NPO との連携事業で内閣府から補助金 420 万円
 - ・ 『外国人児童生徒受入れの手引き』第 5 章「県教委の役割」を参考に受け入れ体制の検討開始
 - ・ 学校に日本語講師の受け入れ窓口として「日本語指導」担当者を置く
- H24 年度：県費 300 万円
 - ・ 徳島県教委がサポートシステム構築に向けて連絡協議会（6・11・12 月の年 3 回）を設置
第 1 回連絡協議会（6 月開催）
参加者：県教委・県国際交流協会、鳴門教育大、徳島大、JTM とくしま日本語ネットワーク
決定事項：日本語指導に必要な教材・手引きの作成
支援のための WEB ページ作成
日本語講師の人材バンク構築
（教員免許保持者で県国際交流協会や JTM が推薦できる人を登録）
日本語指導者養成研修会を年 4 回開催
（県教委主催で教員を対象に 1 回、県国際交流協会主催で日本語講師対象に 3 回

<成果>

- ・ 「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受け入れ手引き」作成
- ・ 「人材バンク」に 50 人登録（主として教員 OB）
学校からの要請による日本語講師・通訳の派遣
初期対応として生活言語支援（原則上限 40 回）、学習言語支援（原則上限 40 回）（1 回 2 時間）
- ・ 連絡協議会や研修会からの広がり（国際理解教育に留学生の派遣・JICA の参入など）

III. 新たな取り組み

- H25 年度：県費 300 万円
 - ・ 「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受け入れ手引き」を県教委のサイトに掲載
<http://jci-tws.com/f-children/index.php>
- H26 年度：県費 300 万円と自治体国際化協会（CLAIR）から 254 万円
 - ・ 「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受け入れ手引き」徳島の学校を知ろう（中国語版追加）
 - ・ 初期対応の強化
タブレットを使った支援システム（母語支援）開始（9 月）
学校からの要請に対し、国際交流協会が Skype、Face Time を利用して母語で対応
 - ・ 研修内容の充実（教職員対象、支援講師対象）
- H27 年度：県費 300 万円と自治体国際化協会（CRAIR）から 220 万円
 - ・ 高校生にも支援を開始
 - ・ 「徳島県外国にルーツを持つ子どもの受け入れ手引き」徳島の学校を知ろう（フィリピン語版）

<課題>

「特別の教育課程」による日本語指導については、教員 OB の免許更新がなく、導入が困難

学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議

甲府市教育委員会

1. 甲府市の現状

○人口：192,601人（H27.4 現在）

○小学校25校 児童数8,696名

中学校11校 生徒数4,407名

○外国籍児童生徒数（H27.5.1 現在）

小学校（21校／25校）120名

中学校（11校／11校）83名

合計 203名

* 校内における外国籍児童生徒在籍率が一番多い学校25名／162名中（15.4%）

* 外国籍児童生徒が10名以上の学校数7校／36校中

○国籍別内訳と国別比率（H27.3）

韓国73名（36.0%）中国59名（29.1%）ブラジル26名（12.8%）フィリピン22名（10.8%）ペルー10名（4.9%）タイ6名（3.0%）その他（インドネシア、フランス、イラン、ルーマニア等）

○日本語指導を必要とする児童生徒数（H27.5.1）

小学校16校（61名）／25校 中学校6校（20名）／11校 計81名

（H24：83名 H25：74名 H26：85名）



2. 甲府市の日本語指導に関する施策

1) 指導者

①センター（拠点）校指導教諭・・・（甲府5名／県加配18名）

- ・5名の配属先（小学校4校、中学校1校） H25年度末1名減
- ・学校長により校内分掌として指導教諭が決定（毎年4月）
- ・週2回（月・木）：自校における指導日 週3回（火・水・金）巡回指導
- ・巡回訪問は出張扱い
- ・担当児童生徒数及び学校数（H27.12）自校を含む
A教諭（19名6校） B教諭（17名6校） C教諭（17名6校）
D教諭（21名2校） E教諭（13名3校）

②日本語指導員・・・（9名委嘱）母語を用いて指導する市委嘱指導員（報酬）

- ・日本語の初期指導を必要とする児童生徒に対して派遣

- ・対応言語：中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、英語、タイ語
- ・現在6名が指導に当たっている。
- ・1回2時間（週4回まで）
- ・必要に応じて、三者懇談、学級担任の補助として通訳業務を行う。
- ・担当児童生徒数及び学校数（H27.12）
 - F先生（1名1校） G先生（2名2校） H先生（6名4校）
 - I先生（7名4校） J先生（5名4校） K先生（2名2校）

2) 日本語指導担当者会

日時：毎月1回（金曜日 15:30~）

場所：甲府市教育研修所

内容：①指導者の時間割の確認 ②転出入児童生徒の確認と指導日の設定
③指導方法 ④情報交換

*センター校教諭と日本語指導員は、それぞれ別日に指導を行っているため、指導の一貫性の保持、指導方法の確認を行う。

○平成27年度日本語指導児童生徒一覧

	センター校教職員					日本語指導員	
	P小	Q小	R小	S小	T中		
訪問校	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	△△
A小			▲▲4中女				
B小	□□6英男					□□6英男	
C小	△△2ボ女 ●●5入男						
D小		〇〇6中女 ▽▽4中男					〇〇6中女

○平成27年度日本語指導週予定表一覧

	センター校教職員					日本語指導員	
	P小	Q小	R小	S小	T中		
訪問校	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	△△	△△
A小			火1.2				
B小	金3.4					火1.2	
C小	水1.2 火3.4						
D小		火3.4 金1.2					月1.2

注) 取り出す授業を考慮したスケジュールを作る。特に、実技教科を取り出し授業にしない。中3生は入試科目に配慮する。

3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

□特別の教育課程の必要性

①「取り出し授業≠教育課程」

- ・教育課程への位置づけが明確になる。

②指導の継続性の確保

- ・担任の交代や中学進学時の引き継ぎが口頭程度から書面になることで一貫した指導を継続することができる。

③学校、学級担任の理解不足解消

- ・学級担任は、日本語能力の把握をしていないため、「こうなってほしい」という目標を持っていなかったり、巡回指導している日本語指導教員が何をどうしているのか分かっていないケース等を改善できる。

□「特別の教育課程」の対象者

- ・各学校から日本語指導の必要があると要望のあった児童生徒（学校間格差解消）

□「特別の教育課程」の成果と課題

◎学級担任とセンター校教諭が指導方法・日本語の能力の程度について話し合う場が増えた（情報共有）。

◎どのような指導が必要かを学級担任と一緒に考え、話し合うことができるようになった。小中の違いから生じる指導（接し方、指導方法、教科との関わり、進学等）の不安を担任との打ち合わせにより安心して授業に臨めるようになった。

◎学級担任、センター校教諭の相互がニーズを出し合うなど指導の糸口を見いだすことができた。指導の方向性を見つけることができた。

◎「個別の指導計画」があるため、担任、指導者の交代、進学があっても指導の継続性を図ることができた。

▲全員を5名の教員に割り振るので、4月の段階でほとんどの先生の時間割が埋まる。年度の途中に日本語指導が必要な（緊急度の高い）児童生徒の転入があった場合、他の児童生徒の指導を終了して対応しなければならない。（結果的に指導が必要な児童生徒数が増えるわけではないので配置増につながらない）

▲日本語指導に係る研修会（指導方法、DLA等）の必要性を感じる。（予算措置）

▲学級担任の中には今までと関わり方が変わらない。「特別の教育課程」についての周知が十分でない。（学級担任、学校での担当者等への研修を行わなければ変わっていかない。）

4) 甲府市における日本語指導の課題

- 学級担任とセンター校教諭の話し合い時間の確保が難しい。訪問日の話し合いは時間割の都合上無理に近い。多忙化による行事、会議の精選により、出張の設定が難しい。

- 専門性の高い教員の育成が必要であるが、甲府市では4月の校内人事により担当者が決定される。新しく指導員になった場合の研修ができない。指導方法は自己研鑽に頼る現状である。
- 適切な教材情報の発信が必要である。（指導者の判断に任されている）
- 委嘱の指導員の日本語指導の時数や個別懇談等への通訳業務の依頼が多いものの予算が十分には足りない。
- 巡回指導において、小学校は業間休みがあり距離的な問題も考慮しているため対応可能だが、中学校間を移動することは時間的（10分休み）に無理があるため、スケジュールづくりに困難がある。
- 巡回指導のスケジュールがいつぱいで学級担任と日本語指導教諭が打合せをする時間が取れない。（加配の必要性）

5) 中学卒業後の支援（高校入試特別措置）

○H27年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項から（概略）

1. 出願資格

1) 海外帰国生徒

原則として平成24年4月1日以降に帰国した者又は帰国予定の者で、外国における在住期間がその帰国時からさかのぼり、継続して2年以上ある者

2) 移住生徒

中国残留邦人等、永住するため海外から引き揚げてきた者及び海外から移住してきた者の子で、原則として、平成27年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

3) 外国籍生徒

保護者ととともに山梨県内に居住し、又は居住予定のある外国籍を有する者で、原則として、平成27年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者

2. 入学検査における特別措置

1) 1の出願資格を有する者の選抜は、調査書の記録、学力検査の成績及び面接の結果とし、一般受検者と区別して行う。

2) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科とする。

3. 募集定員における特別措置

1の出願資格を有する者の選抜は、募集定員を超えて、志願先高等学校の学級数に相当するまで入学を許可することができる。

4. 入学後の特別措置

日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を、笛吹高等学校及び都留興譲館高等学校（普通科）並びに中央高等学校に置く。

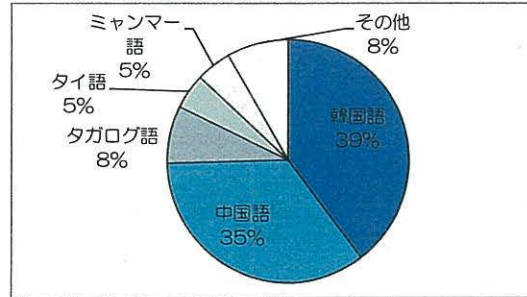
○進路選択に関わる問題点

- ・ 本人、保護者への十分な進路情報の提供と進路相談・指導には通訳の確保が不可欠である。
- ・ 在住期間のみを持って受験資格にすることで発生する課題として、「日本生まれ、日本育ちの子ども」でも家庭の言語環境により、ことばの力が弱く、学力も身につけていないために厳しい進路選択を迫られるケースがある。
- ・ 高校入学後の日本語指導サポートがほとんどないので、入学後に苦勞する生徒が多い。日本語能力が十分でないが故に中途退学せざるを得ないケースがある。

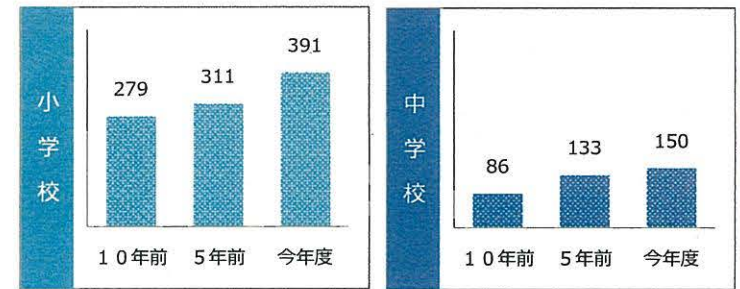
◆新宿区の現状

- 日本語指導が必要な外国人児童・生徒は区立学校に多数在籍。
全国：約2万7千人<H26>、新宿区：169名 <H27>
区立学校の児童・生徒数に占める外国人児童・生徒数の割合は約5%
- 外国人児童・生徒数の増加
・小学校 391名<H27> この10年間で約1.4倍に増加
・中学校 150名<H27> この10年間で約1.7倍に増加
- 日本語指導が必要な児童・生徒が10名以上在籍する小・中学校がある一方、**1名も在籍しない学校も区内に散在**している。

【日本語指導が必要な外国人児童・生徒数】



【外国人児童・生徒数の推移】



◆新宿区の特質

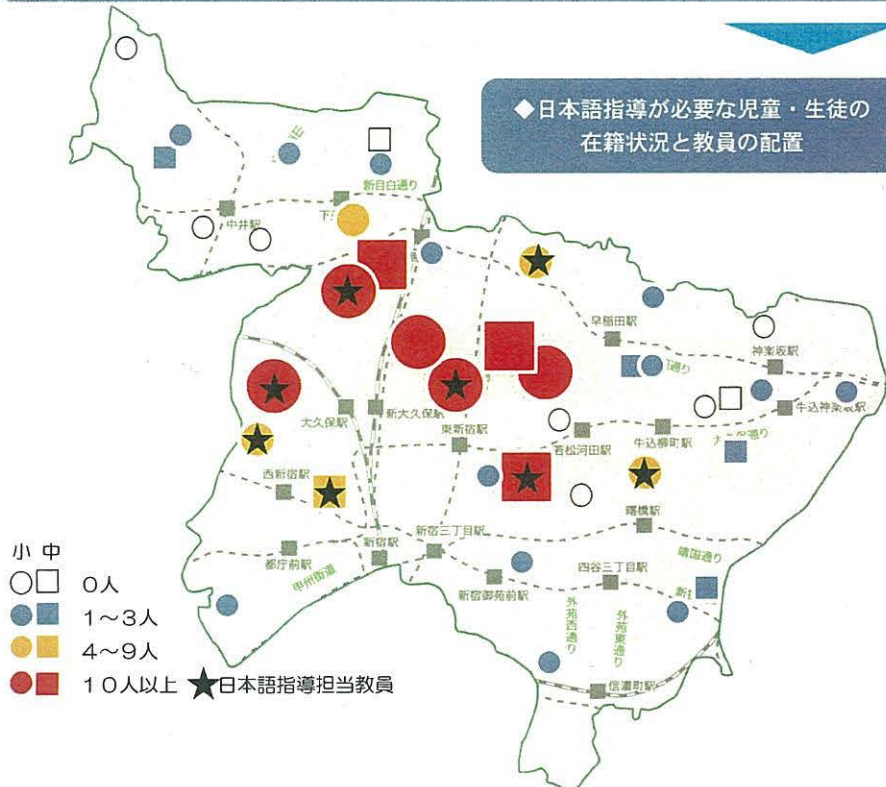
(1) 多言語への対応

- 平成27年度は、9か国語に対応した母語による日本語指導を実施してきた。しかし、新宿区には、現在約110の国と地域から人口の1割を超える外国人が在住している。多言語への対応には以下の課題がある。
- 多言語に対応した日本語サポート指導員（取り出し指導）を派遣すること。（特に、ネパール語など）
 - 編入学の時期にかかわらず、一年を通じて安定的に指導員を派遣すること。
 - 保護者会や個人面談の際の通訳派遣や学校便り等の翻訳を行う際、少数言語に対応すること。

(2) 日本語指導を担当する教員の配置

- 平成27年度、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が5名以上在籍している区立小・中学校は12校あったが、日本語指導を担当する教員が配置された学校は8校であった。
- 現在、日本語指導担当教員が配置されていても、1対1の個別指導が難しく、1対複数にならざるを得ない実態がある。また、年度途中の編入学により人数が変動しても教員数は変わらないため、一人一人に必要な取り出し指導の時間数を十分確保することが困難である。
 - 現在の教員配置では、他校への巡回指導を行うことが難しい。

◆日本語指導が必要な児童・生徒の在籍状況と教員の配置



◆集住地域の側面

- 区内には、日本語指導が必要な外国人児童・生徒が多数在籍している。
- 特に大久保駅、新大久保駅周辺には多くの外国人が居住しており、この地域の学校には日本語指導が必要な児童・生徒が多数在籍している。
- ◆ 特に日本語指導が必要な外国人児童・生徒が多く在籍している学校に日本語学級を設置している。
【日本語学級設置校】大久保小学校日本語国際学級/2学級 37名、新宿中学校国際学級/1学級 12名
- ◆ 区立学校における外国人等の児童・生徒の日本語指導について、現状や対応に関する事項を協議・検討し、児童・生徒への適切な指導・援助を推進するため、日本語指導を行う教員が集まる日本語指導推進委員会を年3回実施している。この委員会には、多文化共生の推進を担当する課や日本語ボランティアを所管する財団などもオブザーバーとして参加している。
- ◆ 1日3時間を基本とし10日（30時間）程度の日本語初期指導を区立教育センター（分室）で行っている。日本語指導を必要とする児童・生徒のうち、韓国語・中国語を母語とする児童・生徒が全体の74%を占めているため、韓国語・中国語を使って日本語指導ができる指導員が区立教育センターに常駐し、学期途中の編入学に対して登校初日から対応できるようにしている。

◆散在地域の側面

- 日本語指導が必要な児童・生徒が1人も在籍していない学校が、約23%（小学校7校、中学校2校）ある。地域によって在籍状況に大きな差がある。
- ◆ 日本語指導担当教員がすべての学校に配置されていないため、日本語指導についての周知を外国語活動研修会で行っている。（小学校英語活動指導法研修会）
【日本語指導担当教員加配校】小学校5校（牛込仲之、戸塚第一、淀橋第四、柏木、西戸山）、中学校1校（西新宿）
- ◆ 地域や学校の実態に応じて対応できるよう、以下の取組を行っている。
【日本語サポート指導（取り出し指導）】母語を使って日本語を指導できる指導員を学校及び園に派遣する。
【日本語学習支援】日本語による教科指導及びこれに必要な日本語学習の指導を行うため、日本語学習支援員を放課後等に週2日程度派遣する。

